

令和2年第4回瑞穂市議会定例会会議録（第1号）

令和2年11月30日（月）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第71号 （仮称）中山道大月多目的広場整備工事請負契約の変更について
- 日程第6 議案第72号 瑞穂市指定金融機関の指定について
- 日程第7 議案第73号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更について
- 日程第8 議案第74号 瑞穂市組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第75号 瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第76号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第77号 瑞穂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第78号 瑞穂市障害者生活訓練場条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第79号 令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第14 議案第80号 令和2年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第81号 令和2年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第82号 令和2年度瑞穂市水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第83号 令和2年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第84号 瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	広瀬守克	2番	藤橋直樹
3番	若原達夫	4番	北川静男
5番	関谷守彦	6番	森健治
7番	森清一	8番	馬渕ひろし
9番	松野貴志	10番	今木啓一郎
11番	杉原克巳	12番	棚橋敏明

13番 庄田 昭人
15番 広瀬 武雄
17番 松野 藤四郎

14番 若井 千尋
16番 若園 五朗
18番 藤橋 礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	森 和之	副市長	梶 浦 要
教育長	加 納 博 明	企画部長	山 本 康 義
総務部長	久 野 秋 広	市民部長兼 巢南庁舎管理部長	棚 橋 正 則
健康福祉部長	平 塚 直 樹	都市整備部長	鹿 野 政 和
調整監	宇 野 真 也	環境水道部長	矢 野 隆 博
教育次長	広 瀬 進 一	会計管理者	清 水 千 尋
監査委員 事務局長	西 村 陽 子		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広 瀬 照 泰	書 記	宇 野 伸 二
書 記	近 藤 圭 代		

開会及び開議の宣告

○議長（庄田昭人君） おはようございます。

ただいまから令和2年第4回瑞穂市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（庄田昭人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号16番 若園五朗君と17番 松野藤四郎君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（庄田昭人君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月22日までの23日間にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月22日までの23日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（庄田昭人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

3件報告します。

まず、1件について、議会事務局長より報告させます。

○議会事務局長（広瀬照泰君） 議長に代わりまして、1件報告します。

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により監査委員から受けております。検査は、令和2年10月分が実施され、現金、預金及び借入金の金額などは関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められたとの報告でした。

ただし、公金紛失について意見がありました。当月中、会計課の公金収納において、領収済通知書の合計額と現金の合計額に1,000円の差異が生じ、1,000円の公金不足が判明しました。会計課で現在調査中のため、公金の不足現金1,000円は、一時的に釣銭会計から補填しているそうです。公金紛失は市に損害を発生させ、ひいては市政に対する市民の信頼を失墜させる行

為となりかねないことから、市民からの貴重な税金等を扱っているという意識を持ち、改めて公金収納に対する対策を行っていただきたいとの意見であります。

その他の項目については、お手元に配付のとおりです。以上でございます。

○議長（庄田昭人君） 以上、報告した資料は事務局に保管してありますので、御覧いただきたいと思えます。

続きまして、令和2年第3回もとす広域連合議会定例会について、松野藤四郎君から報告願います。

17番 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） おはようございます。

議席番号17番 松野藤四郎でございます。

議長より御指名をいただきましたので、令和2年第3回もとす広域連合議会定例会について、代表して報告をします。

まず、開会後の初日に本巢市の村瀬明義副議長がもとす広域連合議員を辞職したことに伴い、副議長の選挙が指名推選で行われ、本巢市の臼井悦子議員が当選されました。

今定例会に、広域連合長から提出された議案は8件で、内訳は、条例の専決処分の承認1件、条例の一部改正1件、決算の認定を求めるもの3件、補正予算3件でした。

専決処分の承認については、もとす広域連合介護保険条例の一部改正で、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る減免に関する規定を定めるため所要の改正を行ったものでした。

条例の一部改正のもとす広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員法第31条の規定によるサービスの宣誓により、会計年度任用職員は常勤職員等の他の一般職の職員と異なる方法で行うこととするため、所要の改正を行うものです。

令和元年度決算の認定に係る議案は3件で、一般会計の決算額は、収入済額4億9,211万1,625円、支出済額4億4,528万2,795円、歳入歳出差引き残額4,682万8,830円でした。

介護保険特別会計の決算額は、収入済額77億5,368万2,088円、支出済額75億372万4,104円、歳入歳出差引き残額2億4,995万7,984円でした。

老人福祉施設特別会計の決算額は、収入済額9億9,302万5,071円、支出済額8億9,783万6,164円、歳入歳出差引き残額9,518万8,907円でした。

令和2年度補正予算に係る議案は3件で、一般会計で2,565万1,000円、介護保険特別会計で1億4,812万7,000円、老人福祉施設特別会計で2,634万6,000円の増額をするものでした。

提出された議案は、専決処分の承認案件が初日に承認され、そのほか7件の議案は所管の常任委員会に審査を付託し、11月2日の定例会最終日、委員長報告の後、質疑、討論、採決を行い、いずれも原案のとおり可決または承認されました。

以上、令和2年第3回もとす広域連合議会定例会の報告を終わります。

なお、定例会の議案書及び詳細な資料を議会事務局に預けてありますので、御希望の方は御覧ください。以上でございます。

○議長（庄田昭人君） 次に、議員派遣の結果を報告願います。

11月19日から20日の市町村議会議員研修、第2回特別セミナーについて、今木啓一郎君から報告願います。

10番 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） 皆さん、おはようございます。

議席番号10番、新生クラブの今木啓一郎です。

議長の指名により、これより議員派遣の結果報告をさせていただきます。

11月19、20日の2日間にわたり、滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所において、令和2年度第2回市町村議会議員特別セミナーを受講してまいりました。全国から131名が参加され、うち来所者は86名、ビデオ会議システムZ o o mを使用してのオンライン受講が45名、当市からは庄田昭人議員、若井千尋議員、私、今木啓一郎の計3名が受講いたしました。

それでは、代表して報告させていただきます。

今回のセミナーは、地方行財政というテーマの下、1日目は、元全国市長会会長 筑波大学客員教授 森民夫氏による「地域発の生きた政策」と、早稲田大学政治経済学術院教授 稲継裕昭氏による「地方自治体におけるA I ・ R P A の導入と今後の展開」。2日目は、慶応義塾大学経済学部教授 井手英策氏による「これからの日本に求められる社会保障の在り方について」と、電気通信大学副学長広報担当 坂本真樹氏による「society5.0時代の到来」という、各分野で御活躍されている先生方の講演をいただき、今後の我がまちの未来と地方議員に求められる役割について、多角的に考える場を提供いただきました。

これより、講義内容を要約して報告します。

森民夫氏は、長岡市長選で699票の僅差で初当選後、5期当選された方で、生きた政策を生み出すためには、1. 市民の声を聞く意欲と能力、2. 要望を消化して正しい政策目的を確立する行政能力、3. 異なる政策分野を総合化する広い視野、4. 市民との協働を最大限生かす包容力の4つが必要との考えから、子育ての悩みを相談できる人がいない、近所の方に知られたくない、市役所に相談に行きにくい、その勇気がないという母親のつぶやきから、雪国の冬でも遊べる屋根付公園と、保育士さんが常駐し気楽に子育ての相談をする場という公園事業と保育事業という異なる政策分野を総合化した子育ての駅、そして、郊外にあった市役所を駅前中心市街地に移転し、そこに5,000人規模のアリーナと市民共同スペースを融合した隈研吾氏の設計による長岡シティホールプラザアオーレを建設し、中心市街地活性化や市民による自発的なイベント開催などを実践されたことに加え、コロナ禍において全国の市町村が実施した施

策について、市長経験者としての論評もありました。

次に、稲継氏、坂本氏、両氏からは、第3次A I・人工知能ブームの中、インターネットや携帯電話、スマートフォンなどの普及により世界がネットワークにつながり、情報であふれている現在の社会、society4.0における課題である分析・共有されないあふれる情報、いわゆるビッグデータをI o T・モノのインターネットやA I・人工知能などの最新テクノロジーを活用し、少子高齢化、地域格差などの課題を解決した便利な社会がsociety5.0であり、その一端がスマート農業、無人店舗、車やバスの自動運転などの実践に現れつつあると言われました。

一方、地方自治体においては、90年代、2000年代は単純労働や事務仕事は外注化や非正規職員、会計年度職員に任せるとする人から人へ、A I新時代では、ベテラン職員の事務仕事や低レベルの知的作業はA Iに任せ、人からA Iへの改革、そのA Iを活用し、事務負担・作業ミスが劇的に削減された市町村が導入した個別事案として、保育所入所マッチング、介護ケアプランや議事録作成などの取組についての説明も受けました。

また、井手英策氏からは、現在の日本は1997年と比較して共稼ぎ世帯が60%も増えているにも関わらず、1997年の勤労者世帯収入に届かない。世帯収入400万未満が約45%、2人以上世帯の3割、単身世帯の5割が貯蓄なしという発展途上国一步手前の状態にある。経済が成長すると収入が増え、その収入の一部を貯金して、子供の教育や病気をしたときの蓄え、老後の資金に回す自己責任社会が1%しか成長できない今の日本経済が限界に来ている。そこで、経済不安や老後不安が高まる今、お金がなくても、病気になっても安心して暮らせる、そして誰もが高等教育を受けることができる社会を実現するには、消費税を増税し、その財源を現金給付ではなくベーシックサービスの提供に回し、弱者を助けるのではなく弱者を生まない満たし合いの社会を構築すべきであるとの提言がなされていました。

以上、今回のセミナーで学んだ新しい理念や言葉を理解し、急激な進歩を見せるA Iをはじめとするテクノロジーを活用した他市町の取組から当市の未来に向け多角的な視野に立った議員活動に努めてまいりたいと思います。

以上で2日間の市町村議会議員特別セミナーの研修報告を終わります。

○議長（庄田昭人君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（庄田昭人君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から、行政報告の申出がありましたので、これを許可します。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 皆様、改めましておはようございます。

それでは、1件の行政報告をさせていただきます。

報告第12号専決処分の報告について（訴えの提起）であります。

市が幼稚園保育料及び安全協力費の支払督促の申立てを行った件について、債務者から督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第395条の規定により、幼稚園保育料、安全協力費及びその申立て手続費用の支払を求め、訴えを提起することにつき専決処分をしたものであります。

1件の行政報告をさせていただきました。

○議長（庄田昭人君） これで行政報告は終わりました。

日程第5 議案第71号から日程第18 議案第84号までについて（提案説明）

○議長（庄田昭人君） 日程第5、議案第71号（仮称）中山道大月多目的広場整備工事請負契約の変更についてから日程第18、議案第84号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてまでを一括議題とします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 今年も残すところ一月余りとなり、次第に寒さが厳しくなる季節となつてまいりましたが、本日、令和2年第4回瑞穂市議会定例会を開催させていただきましたところ、議員各位の御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

定例会の開催に当たり、私の所感及び今回提案する議案について述べさせていただきます。

11月5日に開催された市町村長の特別セミナーに参加し、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会の委員である押谷仁氏から「新型コロナウイルス感染症の最新動向」というタイトルの講演を聞いてまいりました。この新型コロナウイルスの人への感染は、そもそもコロナウイルスの変異から始まったことや、今年に対応を時系列に詳しい説明がございました。今後の終息の見込みについては、ワクチンはすぐそこまできているとした上で、市町村長には、とにかくこの冬場をどう乗り切るかを考えてもらいたいと言われたことが印象に残るセミナーになりました。

その後、全国で新型コロナウイルスの新規感染者数が急激に増加しており、岐阜県でも第3波の到来と明言されました。政府は新型コロナウイルス対策本部を開きG o T oトラベルやイート事業を一部制限する考えを示しました。感染防止対策と経済活動の両立を目指した中で行ってきた事業でしたが、一部の地域では感染防止に重点を置く必要が出てきた中での制限とされています。新型コロナウイルス感染症対策としてワクチンの開発が国内外で進んでおり、アメリカでは早ければ12月中にもワクチンが提供されるとの報道もありますが、日本へも有効性や安全性が確認された中での供給が待たれるところです。

11月12日には、東海三県の知事がテレビ会議を開き、警戒を呼びかける共同緊急メッセージ

を発表し、年末に向け、第3波の本格的な到来に最大限の警戒感を持って感染防止対策の徹底をお願いしています。これから年末に向けて季節性インフルエンザや風邪などとの同時流行による発熱などが考えられますので、皆様には手洗い、消毒、マスクの着用など、基本的な対策の徹底をお願いしたいと思います。

例年、秋には各種イベントが開催されるのですが、御存じのとおり、新型コロナウイルス感染症の影響で多くのイベントが中止されたり、縮小されたりしています。そのような中でも、新しい生活様式に対応しながら、施策の展開をしています。私が市内の3つの地方創生の拠点と掲げているJR穂積駅周辺整備事業、(仮称)中山道大月多目的広場整備事業、犀川遊水地整備事業の施策を展開しております。

JR穂積駅では、駅前の基盤整備事業の着手として、ぎふ農協穂積支店の移転とそれに伴うバスターミナルの移転工事が進んでいますし、ソフト事業では、11月13日よりJR穂積駅南口噴水広場でのイルミネーションを今年度も実施をしています。穂積駅という市の玄関口であり、交流の拠点を利用される方に少しでも気持ちよく過ごしていただきたく、穂積駅の魅力の向上を図っています。

(仮称)中山道大月多目的広場は、令和3年度完成予定で工事が進んでおりますが、ここでは農産物の直売所などの利用も考えていきたいと思っています。瑞穂市には、季節に応じて富有柿、梨、イチゴ、バラ、サボテン、洋ラン、アスパラガスなど、ほかにもたくさんの特産物があり、新たな販路として販路拡大につなげる絶好のチャンスになると思います。東海環状自動車道大野神戸インターも昨年開通し、集客が見込まれることから、地方創生の視点もコンセプトに加える形で広場の運営を考えていきたいと思っています。民の力や地域の力もお借りし、隣接する児童の図書館である分館や、中山道という史跡も含めて、市民協働で足を運びたくなる魅力ある拠点にしていきます。

犀川遊水地事業は、牛牧排水機場などの整備で最終的な治水事業の完成形を迎えつつありますが、五六閘門、清流みどりの丘公園、さい川さくら公園に係る犀川遊水地を、国が進める「グリーンインフラ」水辺空間の良好な環境と賑わいの創出事業として、国や県で実施していただく整備、そして市が整備するものを集約した全体像を描き、(仮称)犀川遊水地グリーンインフラ事業として進めているところになります。

さい川さくら公園では、3月にFC岐阜との「さい川さくら・さいくるフェス」と題してロードバイク・スポーツバイク春の大試乗会を予定しています。市の地域ブランド戦略に位置づけているスポーツの拠点として、さい川さくら公園に市内外から参加をいただき、河川沿いの水と緑豊かな魅力が多くの方に伝わることを願っています。

さて、今年は、幸いにも例年に比べ全国的に大きな台風の直撃を受けることなく、本市においても大きな災害はなく年の暮れを迎えることができました。市消防団では、10月25日に自主

的な災害対応訓練が行われました。例年行っています瑞穂市総合防災訓練は、多くの参加者が集まるために本年度は中止とする中、自主的に訓練が実施されたことは、市民の皆さんの安全・安心を市民である消防団の方が守ることを考えて行われたものであり、日々の備えに怠りがない心がけは、大変心強く感じました。

最後に、年の瀬ということで、今年1年を振り返って総括的に所感を申し上げますと、やはりこの1年、新型コロナウイルス感染症への対応事務に尽きると感じます。

3月には、小・中学校の臨時休校を行うことになり、子供たちの生活環境に大きな変化がありました。職員もその対応に追われました。新年度が始まるとすぐ4月16日には、政府は緊急事態の対象地域を全都道府県に拡大すると宣言しました。外出自粛等による社会生活や経済に与える影響は大きく、市でも飲食店テークアウト及びデリバリー参入促進事業をすぐさま実施をしました。その後も、特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金等の国の施策への対応をしつつ、当初は市独自の施策として飲食店スタンプラリー事業、地域振興券発行と市内の経済喚起の施策を進めました。

5月14日には、岐阜県が対象地域から除外されましたが、その後も3密の回避等、従来の生活に戻ることはなく、今でも市民生活は厳しい経済環境、制約されたライフスタイルの中にあることは申し上げるまでもありません。

夏には、政府は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を設け、当市でもプレミアム付商品券をはじめ41の事業を現在進めているところです。

本年度は、新型コロナウイルス感染症への対応から、予定どおりの実施が難しくなった事業もありますが、穂積駅前の機能改善や牛牧排水機場の改修など基盤整備事業、高齢者タクシー利用助成や民間主導による放課後児童健全育成事業などのソフト事業も進めております。

全国的な経済の低迷は、自主財源の主となる市税収入におきましても、個人市民税、法人市民税の減少が見込まれており、国の税収減は避けられず、来年度の地方交付税にも影響があると予想しております。コロナ禍における来年度の予算編成に当たっては、例年以上の取捨選択、スクラップ・アンド・ビルドを進めつつ、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮していく必要があると考えています。

冒頭でもお話ししましたが、第3波が到来し、今まで以上に先行きを見通すことが困難な情勢ですが、着実にまちづくりを進めていくため、議員各位の御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、定例会開会に当たり、今回提案する議案について述べさせていただきます。今回上程します議案は、工事請負契約の変更に関する案件が1件、指定金融機関の指定に関する案件が1件、規約の変更に関する案件が1件、条例の制定及び改正に関する案件が6件、補正予算に係る案件が5件の合計14件であります。

それでは、順次、提出議案の概要を説明させていただきます。

最初に、議案第71号（仮称）中山道大月多目的広場整備工事請負契約の変更についてであります。

（仮称）中山道大月多目的広場整備工事において、ボランティアによる芝生植付け作業の調整が整ったため、芝生材及び一部面積の施工手間を増工し、また、避難場所とするための災害時用マンホールトイレの設置を追加することに伴う変更契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び瑞穂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第72号瑞穂市指定金融機関の指定についてであります。

市指定金融機関の指定についての期限が令和3年4月30日であることから、引き続き期間を定めて指定するものであります。

次に、議案第73号岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更についてであります。

美濃市の岐阜地域児童発達支援センター組合からの脱退に伴い、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定に基づき、岐阜地域児童発達支援センター組合規約を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第74号瑞穂市組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

令和3年4月1日からの組織の変更に伴い、市関係条例の改正を行うものであります。

次に、議案第75号瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

条例の適用対象となる職員に非常勤特別職を加える等のため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第76号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

将来的な県内の国民健康保険税水準等の統一化を目指すとともに、被保険者間の負担の公平性を図るため及び地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第77号瑞穂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第78号瑞穂市障害者生活訓練場条例の一部を改正する条例についてであります。

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を新たに瑞穂市の障害者生活訓練場の訓練対象者として、訓練場の積極的活用、障害者福祉の増進のため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第79号令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）であります。

地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額から、それぞれ6,027万3,000円を減額し、総額を266億2,019万円とし、繰越明許費として2件追加、債務負担行為として3件の追加、地方債として2件の変更を補正するものであります。

今回の補正では、歳出を事業の追加等で1億1,956万5,000円増額し、事業の完了、清算等に伴い1億7,983万8,000円減額する内容となりました。

歳出の主なものは、民生費で障害者福祉費の扶助費を4,028万4,000円、償還金を154万4,000円それぞれ増額、保育所費、生活保護総務費、生活困窮者自立支援事業費の国庫負担金など過年度精算による償還金を合わせて1,053万8,000円を増額しました。

商工費では商工業振興費として岐阜県が行った新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の市負担分としての額が確定しましたので、負担金を490万1,000円、土木費では道路維持費として側溝等の修繕料を450万円、教育費では小・中学校費の学校管理費として体育館の照明改修工事など工事請負費を728万6,000円それぞれ増額しました。

歳入の主なものは、市税を4,700万円、県支出金を1,613万5,000円、財産収入を246万9,000円、諸収入を1,051万6,000円それぞれ増額し、公共施設整備基金などの基金からの繰入金を1億1,197万3,000円、市債として土木債を2,400万円それぞれ減額するものであります。

次に、議案第80号令和2年度 瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）であります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれに552万円を追加し、総額46億6,769万3,000円とするものであります。

歳出は、諸支出金の保険税還付金150万円、国民健康保険事業費納付金の精算金402万円の増額であります。

歳入は、県支出金16万1,000円、繰入金535万9,000円の増額であります。

次に、議案第81号令和2年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）であります。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ30万8,000円を追加し、総額6億300万9,000円とするものであります。

歳出は、徴収費委託料30万8,000円であり、歳入は、国庫補助金24万8,000円、一般会計繰入金6万円であります。

議案第82号令和2年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

水道施設の高圧電力の供給に伴う電気料を令和2年度から令和4年度まで債務負担行為の設定をするものであります。

議案第83号令和2年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。

下水処理場の高圧電力の供給に伴う電気料を令和2年度から令和4年度までの債務負担行為として追加するものであります。

次に、議案第84号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

民間給与との較差に基づく人事院勧告に伴い、市職員並びに市議会議員及び常勤の特別職職員の期末手当の額の改定をするため、市関係条例の改正を行うものであります。

以上、14件の提出議案につきましての概要を説明させていただきましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定をいただきますようお願いを申し上げ、私の提案説明とさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午前9時49分

再開 午前11時10分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま一括議題となっております議案のうち、議案第71号を会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております議案のうち、議案第71号は、委員会付託を省略することに決定しました。

議案第71号について（質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） これより、議案第71号（仮称）中山道大月多目的広場整備工事請負契約の変更についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 議席番号16番 若園五朗。

議案第71号（仮称）中山道大月多目的広場整備工事請負契約の変更について質疑を行います。

今回、議運等で議案第71号につきましては先議ということの説明があり、現在上程されておりますが、副市長にちょっとお尋ねしたいんですけれども、今回、先議するについての行政的な議会との対応について、もう少し詳しく文教の協議会、あるいは全協等で、議案の提案をする前のある程度の執行部の説明責任があると思うんですが、どのように考えておられるか副市長にお尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 梶浦副市長。

○副市長（梶浦 要君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの若園五朗議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回の（仮称）中山道大月多目的広場整備工事請負契約の変更についての今までの経緯といえますか、ここまで今回の議案になってくるまでのことですが、芝生については芝生公園というテーマで今まで進んでまいりまして、その芝生の植え方といえますか、設置方法についてボランティアでやっていただくということで、その協議の内容が夏頃に行われてきてまして、PTA、それからスポーツ少年団、その他地元の自治会、どれくらいの方が参加していただけるかということ調査をして進めてまいりました。その時点で、大体のおおむねのできる範囲というのが決まてまいりましたし、それから関係する各部署の調整を行ってまいりました。最終の変更という形を見据えて、各関係部署がそれぞれの今の設計書から変更内容があればということで調整会議を進めてまいりました。

今回のことに至ってきたわけですが、たまたま文教厚生委員会が調査事項として大月多目的広場の調査ということで、そこの中では変更内容について御説明をさせていただいて進んできております。それも文教のほうから調査事項として上がってきた内容でございましたので、報告はさせていただいておりますけれども、今後工事の進捗状況をはじめ確実なものでもなくとも、中間という形でも御報告をさせていただいて、各委員会の委員長さんとも御相談しながら、その機会を見つけながら進んでまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 市長にお尋ねしますが、今回の^{※1}専決3,000万ほどの補正でございますけれども、議会という立場で一応内訳を聞いてみますと、2,000万芝生、当初予算の中に芝生の予算がなかったものであるということで詰めてきたので2,000万。あとはトイレの関係で500万ということで、行政運営の中で議会としてもそう^{※1}専決、あるいはいろいろと時間がなかったことを含めてあるんですけれども、今後の議会と執行部との両輪を図る中で、先ほど11月19日の文教の協議会で御説明したということですが、全協というか全員おる中で、ある程度予算に関わることについては提案理由で説明できないことがいろいろあるんですけれども、今後このようなことのないように十分しっかり内容説明を、いつも副市長には私は御説明しておるんですけれども、市長に一言答弁をお願いします。

○議長（庄田昭人君） ^{※2}専決という発言でしたが、先議ということで訂正でよろしいでしょうか。

先議ということで、森市長。

○市長（森 和之君） 若園五朗議員の御質問にお答えをいたします。

※1 後刻訂正発言あり

※2 訂正発言

少し御質問と離れるかもしれませんが、そもそもこの（仮称）中山道大月多目的広場の整備工事というのは総額で6億を超えるような、それも単年度ではなく数年にまたがるような大きな事業ということで、国や県から補助金や交付金、さらには有利な起債が受けられないかということが私は前からの課題だと思っております。

その中で、極力経費を減らすような、そんなことを内部で詰めるようにというようなことを昨年度以降も進めてきたということから、今回の芝についても、どんな芝を植えるのか、その芝によっては給水設備も必要になってきます。その芝生を植えるにしても、アダプトプログラムというような市民や企業の皆さんに御協力をさせていただくような、そんな植え方をすれば少しでも安くなるのではないかというようなことを検討してきた結果が今回当初からの工事の中に芝生部分について除外をしたというようなことで、その部分についての説明については、昨年12月のときでも、会派説明などでも担当のほうからしてきているということを思います。

今回、この芝生を決定して、少しでも経費を削減したいというようなことでの御提案になりましたが、先ほど来、副市長からもお答えをさせていただいておりますが、事前に通過点の中でも議員の皆様方にはある程度その内容をお知らせするというのをこれからは進めてまいりますので、今回の提案については、芝生については当初3,000万以上かかるというようなことでしたが、2,000万ぐらいに減額になっているということを御理解いただき、経費全体が下がっているということを御理解いただきまして、皆様方の御審議をいただきたいと思っておりますので、よろしくお祈りを申し上げます。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。採決では、起立採決と併せて採決システムも使用し、賛成または反対ボタンを押していただくようお願いいたします。

これから、議案第71号を採決します。

議案第71号（仮称）中山道大月多目的広場整備工事請負契約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま一括議題となっております議案のうち、議案第84号を会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております議案のうち、議案第84号は、委員会付託を省略することに決定しました。

議案第84号について（質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） これより、議案第84号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 改めまして、おはようございます。

議席番号5番、日本共産党の関谷守彦でございます。

議案第84号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について質問をしたいと思います。

この中身を見ますと、5つの異なった条例がまとめて一括して出されておりますけれども、そういった提出をする理由はどんなことがありますでしょうか。御答弁お願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） それでは、ただいまの関谷議員の質問に対してお答えをさせていただきます。

条例の提案方法についての個別に提案しないのはということでございますが、今回こういう複数の条例の提出方法でございますが、基本、提案理由が1つの原因による場合は、何々条例等の一部を改正する条例のように条例の後に等をつけて、複数の条例を1つの条例として改正しております。

今回、提案理由の原因というのが人事院勧告に伴うという1つの原因により提案させていただいておりますので、その点を御理解していただきたいと思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷君。

○5番（関谷守彦君） 変更の原因が同じであったとしても、それぞれの条例の性格の違いを勘案した場合に、本来であれば私は分離して提案をするべきではないかと思っておりますけれども、ほ

かの市町ではこういったことについて、今回恐らくほかの市町も出ていると思いますけれども、どんなような状況でしょうか。もし御存じであれば教えてください。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） ただいまの質問で他市の状況ということでございますが、他市の状況については様々ありますが、本市としては、やはり複数の条例提出方法については1つの原因となる場合は1つの条例改正ということで、基本的にそういった形で提案をさせていただいておりますので御了承願いたいと思います。

大変申し訳ございませんが、他市の状況については今把握をしておりませんので、よろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷君。

○5番（関谷守彦君） 一応ネットで調べてみますと、まだ議案がネット上公開されていない市もあるので分かりませんが、少なくとも岐阜市においては3本の条例改正案、岐阜県においては2つに分かれた改正案として出されております。

職員という立場と、それから特別職、議員というのは、その中身についても違う部分が相当大きいと思います。瑞穂市には労働組合はございませんが、一般の企業であれば労使協定とかそういったものが問題になりますけれども、今回の場合について職員の方などに意見を聞くとか、感想・希望を聞くとか、そういったことは行われましたでしょうか。お願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） ただいまの質問でございますが、職員のほうにお尋ねということでございますが、今回は人事院勧告に従うという中で、地方公務員の給与は原則国に準拠することとされております。これは、地方公務員法第24条第3項にも職員の給与は国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないとされており、この均衡の原則に基づいて、当市も人事院勧告を尊重し関係条例を改正させていただいておりますので、御理解願います。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷君。

○5番（関谷守彦君） では、今回の条例が制定された場合、当然国家公務員との比較であるラスパイレス指数は変わらないと思いますけれども、もし瑞穂市の職員の方の期末手当を変更しなかった場合というのは、このラスパイレス指数に影響はありますでしょうか。お願いします。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） ただいまのラスパイレス指数ということですが、その点については具体的に試算はしておりませんので、どういった状況になるかというのはちょっとこの場では

回答できませんので御理解願いたいと思います。以上です。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野でございます。

職員の給与に関する条例を一部改正する条例ということで、84号がありますけれども、今の執行部の説明ですと1つの事柄に対して複数に関係しておるから1つでやるという話ですが、要は日本国民がコロナで非常に大変苦勞しておるわけですね。中小企業においては倒産、あるいは失業といろいろあるわけですね。人事院勧告に基づいて、今回提案されておるわけですが、人事院は、例えば中小企業というか、例えば300人とか500人以上のそういった企業の平均給与等をやったわけですが、もっと小さい個人企業、小企業というのは大変厳しい中におるわけですね。

これは、今回3本とも1つの案件で出ておるわけですが、職員について、あるいは任用職員といった方については人事院勧告に従ってよろしいと思うんですけども、我々議員としては、これを1本にしようとするということですね。やはり、国民・市民のことを思うと、一律の条例では駄目だと思いますけれども、執行部はなぜこれを1本で出したか。再度答弁をお願いします。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） ただいまの松野藤四郎議員さんの質問でございますが、なぜ分けて提出しないかというところでございますが、先ほども説明をさせていただきましたが、複数の条例の場合、原因が1つの場合は1つの条例改正というところで答弁をさせていただきましたが、それと、やはり地方公務員の給与というのは、先ほども申し上げたとおり原則国に準拠することとされておりまして、その地方公務員法に基づいて、職員の給与というものは国及び他の地方公共団体の職員、これは議員さんも含むわけですが、並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないとされており、この均衡の原則というのか、そういったものに基づき、当市もこの人事院勧告を尊重し、今回関係条例を改正させていただいておりますので、その点御理解を願いたいと思います。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 先ほど関谷議員の中で答弁があったのは、岐阜市では3つ、岐阜県は2つに分けてやっておるということですが、内訳が分かれば、条例の。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 大変申し訳ございません。ちょっと今資料がございませんので、答

弁ちょっとできませんので御理解願いたいと思います。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 岐阜市は3本の条例、県は2本と言われましたね。分かっておるんじゃないですか。違いますか。何のために分けてやって、それぞれ個別にやって1本にしているんですね。再度お願いします。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 大変申し訳ございません。今回の場合、複数で提案するのか一括して提案するかというのは、各地方公共団体それぞればらばらだとは思いますが、岐阜市、さらに今紹介のありました岐阜県というのが、そういった提案方法をしている。例えば、この条例改正に基づいて、この人事院勧告以外という提案理由もある場合も考えられますが、そういった場合は当市も分けて考えるというところはあるかと思えます。ただ、今回は、当市の場合は人事院勧告という勧告に基づいて改正をさせていただいているということで御理解をいただきたいと思えます。

大変申し訳ございませんが、岐阜市と岐阜県の詳細については、今手元に資料がございませんので、ちょっとお答えすることができないということで御理解を願いたいと思います。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今年になって流行コロナが発生して、今日まで第3波が来ておるわけですけども、例えば市民税とか法人税とかいろいろあるわけですけども、減額しておるわけですよ、実際的に。そういった中で人事院勧告の0.05でいいのか。私が思うには、職員等については、このコロナ禍において時間外等をして、いろいろ大変だと思うんです。やむを得ないと思うんですけども、私個人としては、議員としては、この0.05では駄目だと思いますので、これ1本で出されると非常に採決に困るわけですよ。判断するのに。再度ちょっと御答弁よろしくをお願いします。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） ありがとうございます。

ただいまの分けてという、この0.05では、一律では駄目という質問でございますが、何度も申し上げておりますが、一応この人事院勧告、こちらの国への答申を基に当市としてはその0.05というのを尊重し、一律に均衡の法則に基づき、今回一括して改正をさせていただくということで御理解願いたいと思います。以上です。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 議席番号5番、日本共産党の関谷守彦です。

議長の許可を得ましたので、議案第84号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について反対討論をさせていただきます。

まず、賛否の前に、同じ人事院勧告を原因とする条例改正であっても、一括しなければならないという必然性はありません。現に、これは別の例でありますけれども、特別職と議員の歳費の引上げについて、同じ報酬等審議会の答申を受けて市議会に上程された、そういったことがありますけれども、これは平成24年には3本別々の条例の改正案が出されておりました。それが平成28年には1本の改正案としてまとめられて上程されたということで、そのため、この28年の12月議会では、そのこと自体も議論の対象になっておりました。この辺は議事録を見ていただければ、そんなことになっていると思います。

もちろん、どのような形で議案を上程するかというのは執行部側の裁量であります。しかし、ただ単に従前に従ったというだけでは問題があると言えらると思います。議場において、いかに本質的な議論を進めることができるのか。あるいは、市民に対しても分かりやすい議案を提起する。そういった観点を常に持って行われる必要があると私は思います。

特別職であれば議案を提案する側であり、議員であれば議場で議論ができるわけでありまして、先ほどもお話がありましたように職員の場合におきましては、そんなわけには現在いっておりません。民間企業であれば労使での交渉が必要になります。労働組合がない場合でも、交渉を持たなければ労基法違反という問題も現実起こってまいります。

国家公務員の場合は労働基本権が制限されている、その代償として、先ほどありましたように人事院が設けられているわけでありまして。しかし、地方の公務員の場合、県や15万人以上の市については、人事委員会とか公平委員会というのが設けられております。しかし、瑞穂市の場合は、そのような機関を設置しているというふうでもありません。また、労働組合もないという状況で、職員の意見や気持ちというものも十分酌み取る場も設定されていない、そんなふうだと思います。

ですから、より議会では、そういったこともしんしゃくするとか、考えて議論をしていく必要があるのではないか、そんなふうに思っております。そういった意味で、今回の条例案も特

別職などとは分離して提起をするべきが本来であったのではないかと、そんなふうを考えております。

さて、本議案への反対理由でありますけれども、大きく言うと2つのことがあります。

1つは、今年はコロナ対策ということで職員の方には多くの負担をかけた。これまでの議会の場でも、各部長さんからは職員の方々の頑張りに非常に感謝の言葉が述べられてきております。このような献身的な行為に対しボーナスカットで応える、これはいかがなものでしょうか。確かに、先ほども指摘がありましたように、このコロナ禍の下でボーナスが減らされるところが多い。あるいは、雇用そのものが維持できない、そういった事業所もあります。だからといって、公務員のボーナスを減らしてよい、そういった議論は少し飛び過ぎではないでしょうか。

いろいろなそういった御意見が出ます。それについては、ある意味では私たちがそういった職員の方を守っていく、そういった立場に立つことが必要ではないかと思っております。ということが理由の一つに挙げられます。

そして、先ほどもお話がありましたように、職員の給与については人事院の勧告にできるだけ従うというか、それに準拠したものをというお話がありましたけれども、現実の瑞穂市の給料、どうなっているかといいますと、他の市町に比べて今も給料が低い状況が現実が続いております。確かに、10年ほど前と比較をすれば、瑞穂市の職員の方の給料、順番に上がってきている、そういった考慮をされてきていると思っております。

しかし、それでも類似する団体と比較をすると、まだ低い状態が続いていると。優秀な人材を確保していく、そういったことも含めて職員の底上げが必要ではないか。そういったことも考えておく必要があるのではないかと思ひ、今回の議案、職員の方の引下げについて反対をします。

そして、さらに職員の方のボーナスを減らす、そういったことにつきましては、地域活動を発展させていく、そういった上でも現実に職員の方もこの瑞穂市に住んでみえる方は多いと思ひますけれども、そういった方々のボーナスが減らされるということによって、自分たちの市町での購買意欲、そういったものも減じざるを得ない。そういった実際的な影響、あるいは精神的にそういった影響が出てくるというふうに私は思ひ、地域経済の影響という観点からも悪影響があるのではないかと。

こういったことを理由として、私は職員の方への期末手当を引き下げる、こういった条例案には反対であります。

以上をもちまして、反対討論を終わります。

○議長（庄田昭人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第84号を採決します。

議案第84号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

延会 午前11時47分

